

入 札 説 明 書

茨城県の県庁舎行政棟トイレ改修工事（２工区）に係る入札公告に基づく入札等については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

１ 公告日 令和８年９月１８日

２ 担当部局

〒310-8555 茨城県水戸市笠原町 978 番 6

茨城県総務部管財課 設備管理グループ

担当 横關 祥宜

電話 029-301-2388

FAX 029-301-2398

E-mail kanzai4@pref.ibaraki.lg.jp

３ 入札対象工事

（１）工 事 名 県庁舎行政棟トイレ改修工事（２工区）

（２）工事場所 茨城県水戸市笠原町 9 7 8 番 6

（３）工事概要 トイレ改修工事（行政棟 2, 4 階） 一式

（４）工 期 契約日の翌日 より 1 2 0 日間

（５）建設工事の種類（業務区分） 建築一式工事

（６）この工事は、競争参加資格確認申請書、入札書（工事費内訳書を含む。）の提出について、原則として電子入札システムにより行う対象工事である。

４ 競争参加資格

次に掲げる条件を全て満たしていること。

（１）地方自治法施行令第 1 6 7 条の 4 第 1 項の規定に該当していない者及び同条第 2 項の規定に基づく茨城県の入札参加の制限を受けていない者であること。

（２）茨城県建設工事入札参加資格審査要項（平成 7 年茨城県告示第 4 7 3 号）に基づき、一般競争入札参加資格の認定を単体又は経常建設共同企業体として受けている者であること。

（３）入札に参加する者が競争参加資格確認の申請を行う日から、開札予定日までの間において、茨城県建設工事等請負業者指名停止等措置要領に基づく指名停止措置を受けている期間中でないこと。

（４）会社更生法（平成 1 4 年法律第 1 5 4 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（以下「更生会社」という。）又は民事再生法（平成 1 1 年法律第 2 2 5 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（以下「再生会社」という。）でないこと（更生計画の認可決定後又は再生計画の認可決定が確定した後に茨城県知事が一般競争入札参加資格の再認定した者を除く。）。

（５）茨城県内に建設業法に基づく主たる営業所（本店）があり、令和 7 ・ 8 年度茨城県建設工事入札参加資格者名簿に登載された建築一式工事の格付けが S 又は A 等級であること。

（６）破産法（平成 1 6 年法律第 7 5 号）の規定に基づき破産手続開始の申立てをし、又は申立てがなされている者でないこと。

（７）茨城県暴力団排除条例（平成 2 2 年茨城県条例第 3 6 号）第 2 条第 1 号若しくは第 3 号に規定する者

又は次に掲げる者でないこと。

ア 暴力団員が、事業主又は役員となっている者

イ 暴力団員以外の者が代表取締役を務めているが、実質的には暴力団員がその運営を支配している者

ウ 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用し、又は使用している者

エ 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約、資材、原材料等の購入契約を締結している者

オ 暴力団又は暴力団員に経済上の利益や便宜を供与している者

カ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難されるべき関係を有している者

(8) 対象工事に係る設計業務等の受託者又は受託者と資本若しくは人事面において関連がある者でないこと。なお、前記の受託者とは、株式会社エイプラス・デザインである。

(9) 建築一式工事について、契約締結日から 1 年 7 月以内の審査基準日の経営事項審査（建設業法第 27 条の 23 第 1 項に定めるものをいう。）を受けている者であること。

(10) 建築一式工事について、建設業の許可を受けていること。

(11) 建築一式工事において、令和 7・8 年度茨城県建設工事入札参加資格者名簿に登載された年間平均完成工事高が予定価格（税抜き）以上の者であること。

(12) 次に掲げる基準を満たす主任技術者を対象工事に配置できること。

ア 建築一式工事について、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 26 条に規定する主任技術者になり得る者であること。

イ 競争参加資格確認申請時に、建設業許可における営業所技術者等（営業所技術者又は特定営業所技術者）であるものにあっては、以下の条件をすべて満たすこと。なお、営業所技術者等が本工事の配置予定技術者として申請された場合は、本工事における現場の職務に従事しながら実質的に営業所の職務にも従事できることを申請者が証したものとみなす。

・本工事を落札した場合に契約を締結する営業所に属する営業所技術者等であること。

・本工事箇所及び属する営業所が茨城県内にあること。

ウ 競争参加資格確認申請のあった日において直接的かつ恒常的な雇用関係がある者であること。

エ 現在、他の工事に配置されている主任技術者又は監理技術者にあっては、工期の始期日から配置できること。

オ 本工事における配置予定技術者を申請時点で一人に特定できない場合は、複数（3 名まで）の者を配置予定技術者とすることができる。この場合、競争参加資格確認資料は、すべての配置予定技術者について提出するものとする。なお、落札者は、落札後から契約前までの間に 1 名を選択するものとする。

(13) 建設業法施行令第 27 条第 2 項により複数工事の技術者を兼務する場合には下記のすべてを満たすものであること。

ア 兼務する工事のうち、いずれかが災害復旧工事であり、かつ工事現場が同一市町村（水戸市）であること。

イ 兼務するいずれの工事においても監理技術者ではないこと。

ウ 建設業法に規定する経營業務の管理責任者等及び営業所技術者等でないこと。

エ 本工事、兼務する工事及び他の工事の現場代理人でないこと。他の工事に配置されている技術者を本工事の配置予定技術者として申請する場合には、上記基準を満たしていることを確認のうえ、「主

任技術者の兼務届」を提出すること。

5 入札等の手続き

この工事の入札に参加を希望する者のうち、資料の提出、入札及び届出を電子入札システムにより行おうとするものは、この工事の競争参加資格確認申請の受付期間の末日までに電子証明書（電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）第13条第1項に定めるものをいう。）を取得し、かつ茨城県建設工事等電子入札システムを利用するために必要な登録を完了していなければならない。

電子入札システム URL : <http://ppi.cals-ibaraki.lg.jp/nyusatsu.html>

資料、入札書等の提出された時点は、2の担当部局において使用する電子計算機に備えられたファイルに所定の情報が記録された時点とする。

なお、電子入札システムによりがたい場合には、2の担当部局に紙入札方式移行承諾願を提出することによりその承諾を得て、書面により資料の提出や入札等を行うことができる。

6 競争参加資格の確認等

（1）この工事の入札に参加を希望する者は、あらかじめ競争参加資格確認申請書（別添様式第1号。以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（別添様式第2号。以下「資料」という。）を電子入札システムにより提出するものとする。

なお、電子契約サービスの利用を希望する場合は、別紙様式メールアドレス確認書を併せて提出すること。

ア 電子入札システムによる申請書等の受付日時・提出先

- ・公告の日から令和8年10月6日（火）午後5時まで必着（茨城県の休日を定める条例（平成元年茨城県条例第7号）第1条に規定する県の休日（以下「休日」という。）を除く。）

ただし、資料の容量が2メガバイトを超える場合には、上記期日の間に郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。担当部局の了解を得た場合に限り、電子メール（画像ファイル）による提出についても可とする。なお、この場合においては、①郵送等により送付する旨の表示、②郵送等により送付する書類の目録、③郵送等により送付する書類のページ数、④発送（送付）年月日を記載した目録ファイル（様式任意）を申請書に添付して電子入札システムにより提出すること。

- ・電子ファイルの作成基準は、茨城県土木部建設工事等電子入札運用基準の規定に準ずること。
- ・郵送する場合の申請書又は資料については、書面（紙媒体）に限るものとする。（イにおいて同じ。）
- ・提出先 2の担当部局に同じ。

イ 郵送又は電子メールによる申請書等の受付日時・提出先

- ・申請書及び資料の全部について、郵送（書留郵便に限る。）又は電子メールにて送付する場合には、あらかじめ2の担当部局の承諾を得ること。
- ・受領期限は、令和8年10月6日（火）午後5時まで必着
- ・提出先 2の担当部局に同じ。

ウ 申請書、資料の作成説明会
実施しない。

エ 申請書、資料のヒアリング

実施しない。ただし、提出された申請書及び資料について、説明を求めることがある。

オ 郵送又は電子メールによる場合の申請書は、様式第 1 号により作成すること。

カ 申請時の提出書類

競争参加資格の裏付けとなる以下の（ア）～（エ）のうち必要な書類（競争参加資格要件として付されていない条件に係るものは除く。）を担当部局へ提出すること。

（ア）施工実績の確認に要する書類

「工事实績情報システム（CORINS）」に登録された当該工事の登録内容確認書（以下「登録内容確認書」と言う。）又は契約書（又はこれに準じたもの）の写し。

＊ 登録内容確認書で工事概要等の判断が困難な場合には、工事概要書及び施工図面等の写しを添付すること。

＊ 登録内容確認書は、竣工時のものに限る（（イ）において同じ）。

（イ）配置予定技術者の資格・施工実績の確認に要する書類

・ 資格認定証明書、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了履歴の写し

・ 登録内容確認書又は現場代理人及び主任（監理）技術者等選（改）任通知書の写し

（ウ）配置予定技術者との雇用関係を証する書類（健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書の写し等）

＊ 健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書の写しはあらかじめ基礎年金番号及び他者の個人情報部分にマスキングを施した状態で提出すること。

（エ）最新の経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書（建設業法（昭和 24 年法律第 100

号）第 27 条の 27 第 1 項及び第 27 条の 29 第 1 項に基づく通知（建設業法施行規則（昭和 24 年建設省令第 14 号）別記様式第 25 号の 15））の写し（共同企業体の場合は、全ての構成員に係るもの。以下この項において同じ。））。

総合評定値の請求をしていない者にあつては、最新の経営規模等評価結果通知書及び経営状況分析結果通知書（建設業法第 27 条の 25 第 1 項に基づく通知（建設業法施行規則別記様式第 25 号の 13））の写し。

電子入札システムにおける申請書の受付票は、申請書の受信を確認したものであり、申請内容を確認したものではない。

（2）同一の配置予定技術者により、本工事を含めた複数の工事において参加申請しようとする場合には、以下により申請すること。

ア この工事の配置予定技術者が、他の工事の配置予定技術者と重複する場合には、主任（監理）技術者重複申請書を提出すること（（1）カ と併せて、申請（提出）すること）。

イ 他の工事を落札したことにより、申請した配置予定技術者を本工事に配置できなくなった場合には、「競争参加資格確認申請書・入札参加申込書取下げ書」を開札日時までに提出すること（紙媒体（※）により提出すること）。

ウ イの提出が入札書の提出後となった場合においては、当該入札は競争参加資格のない者が行ったものとし、無効として取り扱う。

※郵送による場合には書留郵便によること。なお、緊急やむを得ないと認められる場合には、担当部局に電話による連絡をし、取下げ書をファクシミリにより提出した上で、速やかに書面を郵送すること。ただし、担当部局の了解を得た場合に限り、書留郵便ではなく、電子メール（画像ファイル）による提出についても可とする。

（3）電子入札システムにおける申請書の受付票は、申請書の受信を確認したものであり、申請内容を確認

認したものではない。

- (4) 競争参加資格の有無を審査し、令和8年10月9日（金）午後5時までに、競争参加資格確認通知書を発行する。
- (5) 競争参加資格がないと認められた者には、その旨を通知する。当該競争参加資格がないと認められた者は、その理由について、説明を求めることができる。ただし、説明を求める場合には、参加資格がない旨の通知を受けた日の翌日から起算して7日以内（休日を除く。）に2の担当部局に書面（様式は別に定める。）により行わなければならない。
- (6) 受付日時までに申請書及び資料を提出しない者は、本競争入札に参加できない。
- (7) 同一の技術者を重複して複数の工事の配置予定技術者とする場合において、他の工事を落札したことによりこの工事に配置予定として申請した者を配置できないときは、本競争入札に参加できない。

7 設計図書

- (1) 設計図書は、以下のいずれかの方法で閲覧すること。

- ア 入札情報サービス

期間 公告日から令和8年10月15日（木）まで

URL <http://ppi.cals-ibaraki.lg.jp/ppi.html>

- イ 公共事業情報センター

期間 公告日から令和8年10月15日（木）まで（休日を除く。）

（茨城県の休日を定める条例（平成元年茨城県条例 第7号）第1条に規定する県の休日（以下「休日」という。）を除く。）

いずれも9時から（水曜日のみ10時から）16時まで（正午から13時までを除く。）

場所 茨城県水戸市笠原町978番6 茨城県庁行政棟1階

2の担当部局における閲覧は、実施しない。

- (2) 設計図書に対する質問がある場合は、簡易な内容確認を除き電子入札システムにより行うこと。
回答及び閲覧は、電子入札システムにより行う。

- ・ 質問受付期間

令和8年9月18日（金）から令和8年10月2日（金）（休日を除く。）

いずれも午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）

- ・ 提出先 2の担当部局に同じ。

- ・ 回答閲覧期間

令和8年10月6日（火）から令和8年10月15日（木）まで（休日を除く。）

いずれも午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）

- (3) (2) によりがたい場合は、紙入札方式への移行承諾を得た上で、ファクシミリにより提出すること。また、担当部局の了解を得た場合に限り、電子メールによる提出についても可とする。

回答は、書面又は電子メールにより行い、2の担当部局において、閲覧に供する。

- ・ 質問受付期間

令和8年9月18日（金）から令和8年10月2日（金）まで（休日を除く。）

いずれも午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）

- ・ 書面の提出先 2の担当部局に同じ。

- ・ 回答閲覧期間

令和8年10月6日（火）から令和8年10月15日（木）まで（休日を除く。）

いずれも午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）

8 現場説明会
実施しない。

9 競争入札執行（開札）の日時及び場所

（1）日時 令和8年10月16日（金）午前10時00分から

（2）場所 茨城県総務部管財課 入札室（茨城県庁行政棟4階）

電子入札のため、入札参加者の立会いは要しない。ただし、入札参加者が立会いを希望する場合は、立ち会うことができる。

10 予定価格

41,162,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

11 入札方法等

（1）入札書は、電子入札システムにより提出することとし、持参又はファクシミリによる入札は認めない。

ただし、2の担当部局の承諾を得た場合には、郵送（書留郵便に限る。）又は電子メール（画像ファイル）により提出することができる。

ア 電子入札システムによる入札書の受付日時

令和8年10月13日（火）午前9時から令和8年10月15日（木）午後5時まで（休日を除く。）必着。受付日時の間に2の担当部局において使用する電子計算機に備えられたファイルに入札金額その他の所定の情報が記録されない入札書は、受理しない。

イ 郵便又は電子メールによる入札の受領期限

受領期限 令和8年10月15日（木）午後5時必着。

（期限を過ぎて到達した入札書は、受理しない。）

ウ 提出先 2の担当部局に同じ。

エ 提出書類

- ・入札書（書面による入札（以下「紙入札」という。）の場合には、別添様式第3号）
- ・工事費内訳書（別に定める作成例に準じ作成するもの）

オ 紙入札の方法（5にて承諾された者のみ）

（ア）郵便による入札の提出方法

- ・封筒は任意の二重封筒とし、次のとおりとする。
- ・中封筒は、入札書を入れて、封かんのうえ、「入札書在中」を朱書き表記し、開札日、入札に係る工事名、入札参加者の商号又は名称を表記すること。
- ・表封筒は、入札書を同封した中封筒、工事費内訳書及び連絡担当者の名刺1枚を入れ、表に入札書送付先郵便番号、住所及び機関名、入札に係る工事名、入札参加者の住所及び商号又は名称、担当者氏名及び連絡先を表記し、併せて「入札書在中及び開札日」を朱書きすること。

（イ）電子メールによる入札の提出方法

電子メール題名に入札書と記載するとともに、電子メール本文に開札日、入札に係る工事名、入札参加者の住所及び商号又は名称、担当者氏名及び連絡先を記載するとともに、エの書類を画像フ

ファイル（tif、jpg、png）に変換し、パスワードを設定した上で、電子メールに添付するものとする。パスワードは別の電子メールにて送付すること。（電子メールの受信可能容量は10メガバイトとなっているので、注意すること。）

カ くじ番号

入札書にくじ番号（3桁の任意の数字）を入力すること。紙入札（電子メールによる提出を含む。）による場合には、入札書のくじ番号記載欄に「〇〇〇（任意の3桁の数字）」と記載して提出すること。なお、くじ番号の記載がない場合は、「999」とみなす。

- （2）入札に際しては、地方自治法（昭和22年法律第67号）、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等関係法令を遵守すること。
- （3）入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格等についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。また、落札の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。
- （4）入札参加者が連合し、又は不誠実な行為をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。
- （5）落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- （6）入札者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。また、入札金額の入力ミス等の錯誤又は積算ミス等を理由として入札価格の無効の訴えを提起できないものとする。
- （7）入札執行回数は、1回とする。
- （8）入札を希望しない場合は、入札書を提出するまでは辞退することができる。入札を辞退するときは、（1）アの入札書の提出期間中に電子入札システムにより辞退届を提出すること。

なお、2の担当部局の承諾を得た場合には、入札書の提出締切日時までに辞退届を郵送（書留郵便に限る。）または電子メール（画像ファイル）により提出することができる。

入札を辞退した者は、これを理由として以後の入札において不利益な取扱いを受けるものではない。期限までに入札書が提出されない場合には、（8）に係らず入札を辞退したものとみなす。

1.2 入札保証金

入札に参加を希望する者は、入札金額の100分の5以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、茨城県財務規則（平成5年茨城県規則第15号。以下「財務規則」という。）第143条第2項各号いずれかに該当する場合には、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。

1.3 工事費内訳書の提出

- （1）入札に際し、入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳書の提出を求める。
- （2）工事費内訳書の様式は、別に定める作成例に準じたものとする。
- （3）提出された工事費内訳書は、返却しない。また、引換え、変更又は取消しは認めない。
- （4）工事費内訳書の提出は、契約上の権利義務を生じるものではない。
- （5）提出された工事内訳書の記載内容に疑問点がある場合は、確認を求めることがある。
- （6）談合があると疑うに足る事実があると判断される場合には、提出された工事費内訳書を公正取引

委員会等に提出する。

1 4 契約保証金

納付する。ただし、利付国債、利付茨城県債の提供又は金融機関等の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金の納付を免除する。

1 5 最低制限価格

設定する

1 6 調査基準価格

設定しない

1 7 請負契約書作成

建設工事請負契約書（茨城県建設工事執行規則様式第2号）により、契約書を作成するものとする。

（1）契約の相手方が決定したときは、当該決定の通知が相手方に到達した日から5日以内に契約の締結に応じるものとする。

（2）契約書は2通作成し、双方各1通を保管（または、電磁的記録を作成し、合意の後、電子署名を行い、それぞれ当該電磁的記録を保有）する。

（3）契約書及び契約に係る文書に使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

1 8 支払条件

（1）前払金

ア 公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社（（2）において「保証事業会社」という。）と前払金の保証契約を締結した場合は、請負代金の4割で計算した金額以内の前払金を請求できる。

イ あらかじめ調査基準価格を設定しており、かつ4（7）に掲げる建設工事の種類が、土木一式工事（PC工事を含む）、建築一式工事、鋼構造物工事（鋼橋上部工事を含む）のいずれかである場合において、調査基準価格を下回る価格をもって申込みをした者との契約については、アによらず、前払金は請負代金の2割で計算した金額以内とする。なお、（2）の中間前払金及び（3）の部分払の請求を妨げるものではない。

（2）中間前払金

中間前払金の認定を受け、保証事業会社と中間前払金の保証契約を締結した場合は、請負代金のうち、2割以内の中間前払金を請求できる。

（3）部分払

請求できる。ただし、回数は協議して定める。

なお、（3）請求の後に、（2）の請求はできないものとする。

1 9 入札の無効

（1）次のいずれかに該当する場合の入札は、無効とする。

ア 入札について不正の行為があった場合

- イ 入札書に記載した金額その他必要事項を確認しがたい場合
 - ウ 指定の日時までには到達しない場合
 - エ 入札書を2通以上提出した場合
 - オ 他の代理を兼ね又は2人以上の代理をした場合
 - カ 紙入札の場合で、委任状を提出しない代理人が入札をした場合
 - キ 工事費内訳書の提出がない場合
- (2) この入札説明書において示した競争参加資格のない者のした入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者のした入札並びにこの入札説明書において示した入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
- (3) 開札時点において4に掲げる競争参加資格のない者のした入札は、無効とする。
- (4) 入札執行（開札）日までに指名停止措置を受けた者又は他の工事を落札したことによりこの工事に配置予定として申請した技術者を配置できなくなった者のした入札は、無効とする。
- (5) (1)から(4)までのほか、次のいずれかに該当する場合の入札は、無効とする。
- ア 電子入札の場合で、開札時点において有効な電子証明書を取得していない者が入札をした場合（なお、開札時点において、電子証明書が有効期間切れ等により失効する場合は、入札書の提出を行う前に、電子証明書の再取得の申請等を行ったうえで、紙入札への移行手続きを行うこと。）
 - イ 2の担当部局の承認を得ず又は指示によらずに紙入札をした場合
 - ウ 電子入札と紙入札の両方を行った場合
 - エ 電子入札の場合で、入札者本人又は第三者を問わず、不正な手段により改ざんされた事項を含む場合

20 落札者の決定方法等

- (1) 落札者は、予定価格の制限の範囲内の価格で入札した者のうち、最低の価格の申込者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認めるときは、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。
- (2) あらかじめ最低制限価格を設定している場合は、最低制限価格を下回る価格をもって申込みをした者については、(1)によらず落札者とししない。
- (3) あらかじめ調査基準価格を設定している場合、調査基準価格を下回る価格をもって申込みをした者について、提出された調査表に基づき調査を行った結果、当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めるときは、(1)によらず、その者を落札者とししない。なお、調査の一環として、以下の要件を全て満たしていることを確認するものとし、いずれかでも満たさない場合は、当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがある者とし、落札者とししない。
- ア 直接工事費は、設計金額の90%以上であること。（直接工事費には、工事目的物の施工に係る材料費、機器費を含む。）
 - イ 共通仮設費（積上分＋率計上分）は、設計金額の80%以上であること。
 - ウ 現場管理費は、設計金額の80%以上であること。
 - エ 一般管理費（契約保証費を含む。）は、設計金額の30%以上であること。
- (4) 落札となるべき同一の金額の入札をした者が2者以上あるときは、入札と同時に提出した電子くじの入力番号に基づく電子くじにより落札者を決定する。

- (5) 入札結果は、入札後直ちに全ての入札参加者に対し電子入札システムにより通知する。郵送又は電子メールにより入札した者には、電話又はファクシミリにより連絡する。
- (6) あらかじめ調査基準価格を設定している場合、調査基準価格を下回る価格をもって申込みをした者は、調査に協力しなければならない。なお、調査に協力しない場合、失格とする。

2 1 火災保険付保の要否

要

2 2 当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無

無

2 3 入札執行の中断、延期、取り止め等

電子入札システムの障害等やむを得ない事由により入札の続行が困難と認められる場合には、入札の執行を中断、延期又は取り止める場合がある。電子入札システムが長期にわたり停止する場合には、全面的に紙入札に変更するものとする。

2 4 その他

- (1) この工事の配置予定技術者が他の工事の配置予定技術者と重複する場合には、主任（監理）技術者重複申請調書を提出すること。また、他の工事を落札したことにより配置予定技術者を配置できなくなった場合には、競争参加資格確認申請書・入札参加申込書 取下げ書（以下「取下げ書」という。）を開札日時までに提出すること。いずれの書面についても郵送（書留郵便に限る。）による場合には紙媒体を提出すること。なお、取下げ書については、緊急やむを得ないと認められる場合には、2の担当部局に電話による連絡をし、取下げ書をファクシミリにより提出した上で、速やかに書面を郵送すること。ただし、担当部局の了解を得た場合に限り、書留郵便ではなく、電子メール（画像ファイル）による提出についても可とする。（メールの受信可能容量は10メガバイトとなっているので、注意すること。）
- (2) 落札決定後、CORINS等により配置予定技術者の専任義務に違反の事実が確認された場合は、契約を結ばないことがある。
- (3) 提出された資料は、返却しない。ただし、公表、又は無断で他の目的に使用することはしない。
- (4) 申請書又は資料に虚偽の記載をした場合においては、指名停止措置を行うことがある。
- (5) 電子ファイルの作成基準や紙入札での参加の基準その他電子入札システムによる入札手続については、茨城県土木部建設工事等電子入札運用基準の規定を遵守すること。
- (6) 監理技術者又は主任技術者（以下「監理技術者等」という。）の途中交代については、監理技術者等の死亡、傷病、出産、育児、介護又は退職等の場合や、受注者の責によらない契約事項の変更に伴う場合、工場から現地へ工事の現場が移行する場合、工事工程上技術者の交代が合理的な場合に認める。
なお、監理技術者等を変更する場合は、4(12)を満たし、かつ、当初の配置予定技術者と同等以上の者を配置しなければならない。また、工事の継続性、品質確保等に支障を生じさせない観点から、交代の時期は工程上一定の区切りと認められる時点とすること、工事の規模、難易度等に応じ一定期間重複して工事現場に配置するなどの措置をとること。